

(談話)

「子ども・子育て支援金制度」の財源を
医療保険制度に上乗せ徴収など国民負担増を止めることを求めます

2024年6月11日
日本婦人団体連合会
会長 柴田 真佐子

子ども・子育て支援法等の一部改正する法律案が6月5日の参議院本会議で可決・成立しました。「児童手当」の拡充、妊婦への10万円支給など改善点もありますが、本来は子どもの貧困をなくすための保育料の全面無償化や教育・学校給食無償化などの支援策が求められます。必要とされる3.6兆円の財源は、既定予算の活用、社会保障費削減など徹底した「歳出改革」、医療保険制度に上乗せ徴収する支援金制度で賄うとしており、財源確保の内容が問題です。

① 「子ども・子育て支援金」を公的医療保険から徴収することは中止すること。

公的医療保険料に上乗せして徴収することは、実質的な増税を隠蔽する施策です。国民健康保険を利用する自営業者・高齢者・フリーランスなどには重い負担をかけます。命を守る公的医療保険に上乗せすることは、保険料が払えない状況に追い込まれている低所得者の貧困・格差を拡大することにつながり憲法25条にも違反します。

② 社会保障経費削減などの「歳出改革」はやめること。

消費税が10%になり物価高騰も相まって、暮らしは困難さを増しています。国民全体の所得に占める税と公的保険料の国民負担率は47%と大変重くなっています。

医療・介護の自己負担が2割、3割と拡大され、要介護1・2の生活援助見直しで、利用サービスが受けられない状況です。そのうえ「歳出改革」で、社会保障経費削減では若い世代の将来不安が増すばかりです。

③ 「子ども・子育て特例公債」の発行はやめること。

すでに国債は1000兆円を超えており、若い世代に負担を回す結果になります。

④ 「こども誰でも通園制度」はやめ、現行の一時預かり事業を充実させること。

3歳未満児を対象に保護者の就労に関係なく直接契約で一定の時間内で利用できる仕組みです。通常の保育とは違い子どものストレスや保育士などの配置や処遇待遇が困難になります。また、自治体を介さず公的責任のない保育が増大することが懸念されます。

以上から財源確保は、防衛費の増額ではなく、子ども・子育てのために使い、社会保障の充実が求められています。また、大企業・富裕層への優遇税制をただし、応分の負担を求めるべきです。「少子化対策」ばかりではなく、暮らしを支える政策、非正規雇用や長時間労働をなくすこと、女性差別のないジェンダー平等を実現できる社会をめざす積極的な政策を求めます。